

岩手大学国際交流会館規則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
令和 5 年 3 月 15 日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第74条第2項（以下「学則」という。）の規定に基づき、岩手大学国際交流会館（以下「会館」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 会館は、岩手大学（以下「本学」という。）における教育・学術及び文化に係る国際交流の促進に寄与するため、外国人留学生（以下「留学生」という。）及び外国人研究者（以下「研究者」という。）に居住の場を提供するとともに、国際交流に関する事業の用に供することを目的とする。

(施設)

第3条 会館には、留学生及び研究者を居住させるための居室、共用施設及びその他必要な設備等を設ける。

(職員)

第4条 会館に、次の職員を置く。

- 一 館長
- 二 会館主事
- 三 その他必要な職員

(館長)

第5条 館長は、会館の業務を掌理する。

2 館長は、岩手大学国際教育センター長をもって充てる。

(会館主事)

第6条 会館主事は、館長を補佐するとともに、居住する留学生及び研究者の生活上の諸問題について相談に応じ助言を行う。

- 2 会館主事は、岩手大学国際教育センターの専任教員のうちから館長が任命する。
- 3 会館主事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会館主事に欠員が生じたときの補欠の会館主事の任期は、前任者の残任期間とする。

(管理運営)

第7条 会館の管理運営に関する事項は、岩手大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）で審議する。

(入居資格)

第8条 会館に入居申請することができる留学生及び研究者は、次のとおりとする。

- 一 日本語研修留学生
- 二 特別聴講学生（大学間又は部局間交流協定に基づく交換留学生）
- 三 特別研究学生（大学間又は部局間交流協定に基づく交換留学生）
- 四 大学推薦又は大使館推薦による日本語・日本文化研修留学生
- 五 教員研修留学生
- 六 研究生

- 七 学部学生
- 八 大学院学生
- 九 本学において研究に従事する研究者（短期間の研究等を目的に訪日した者に限る。）
- 十 その他館長が特に適当と認めた者

（入居申請、選考及び許可）

第9条 会館に入居を希望する留学生又は研究者は、入居許可申請書（別紙様式第1）を館長に提出しなければならない。

- 2 入居者の選考及び許可（延長の場合を含む。）は、委員会が基準を定めた上で選考し、館長が許可する。
- 3 館長は、入居許可者には、入居許可通知書（別紙様式第2）を交付し、不許可者には、入居不許可通知書（別紙様式第2-1）を交付するものとする。
- 4 留学生の入居日は、原則として、学期の始めとする。ただし、学期の中途において居住者が退居し、特別に入居させる理由があると認められる場合は、この限りでない。

（入居期間）

第10条 会館に入居することができる期間は、原則として、留学生にあっては2年以内、研究者にあっては1月以上1年以内とする。ただし、入居許可期間中に在籍区分の変更が確定した場合は、入居日から通算して最長2年までの期間で入居許可期間を延長出来るものとする。

- 2 留学生の入居許可期限は、館長が指定する日とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、館長がやむを得ない事情があると認めた場合には、入居期間の延長を許可することができる。
- 4 入居期間の延長を希望する留学生又は研究者は、入居期間延長許可申請書（別紙様式第3）を館長に提出しなければならない。
- 5 館長は、入居期間の延長を許可したときは、入居期間延長許可書（別紙様式第4）を交付するものとする。

（入居手続）

第11条 第9条第2項の規定により入居を許可された留学生又は研究者（以下「入居者」という。）は、誓約書（別紙様式第5）を館長に提出し、入居許可通知書に記載された入居許可期間の初日から10日以内に入居しなければならない。

- 2 入居を完了した入居者は、直ちに入居届（別紙様式第6）を館長に提出しなければならない。

（寄宿料等）

第12条 入居者は、入居する会館の居住区分に応じて、次表に掲げる寄宿料、施設使用料（以下「寄宿料等」という。）を所定の期日までに納入するものとする。

居室区分	寄宿料（月額）	施設使用料 (入居時のみ)
A棟 単身室（Aタイプ） 30室	36,000円	30,000円
A棟 単身室（Bタイプ） 6室	50,000円	
A棟 単身室（Cタイプ） 3室	48,000円	
B棟 単身室（Dタイプ） 48室	33,000円	

備考

Aタイプ（留学生用）：キッチン・トイレ・洗面所独立、シャワー・ランドリー館内共用

Bタイプ（研究者用）：キッチン・ユニットバス（シャワー）・トイレ・洗面所独立、ランドリー館内共用

Cタイプ（研究者用）：Bタイプと同様（ただし居室からベランダへの出入り不可）

Dタイプ（留学生用）：4人用シェアルーム（キッチン・シャワー・トイレ・洗面所シェアルーム内共用）、ランドリー館内共用

- 2 寄宿料は、入居した日の属する月から退居する日の属する月まで、毎月翌月分を月末までに納付するものとする。
- 3 寄宿料は、入居又は退居の日が月の中途である場合であっても当該入居又は退居の日の属する月の1月分を納付しなければならない。
- 4 既納の寄宿料等は、返還しない。
- 5 寄宿料等の納付方法は別に定める。

(光熱水料等)

第13条 入居者の居室に係る電気料、水道料及びガス料の経費は前条の寄宿料に含むものとする。ただし、一定の基準を超えた場合は入居者負担とする。入居者負担基準については別に定める。

(施設等の保全)

- 第14条 入居者は、会館の施設の改造、模様替その他の工事を行ってはならない。
- 2 入居者は、会館の施設、設備、備品等の保全に留意しなければならない。
 - 3 入居者は、防災及び保健衛生に留意し、快適な環境の保持に努めるとともに、次の事項を遵守しなければならない。
 - 一 居室の全部又は一部を他人に貸与しないこと。
 - 二 居室を居住以外の目的に使用しないこと。
 - 三 居室に当該居室入居者以外の者を宿泊させないこと。

(損害賠償)

第15条 入居者は、故意又は重大な過失により会館の施設、設備又は備品等を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(入居許可の取消し)

- 第16条 館長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入居の許可を取り消すことができる。
- 一 所定の期日までに入居しないとき。
 - 二 寄宿料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
 - 三 第14条の規定に違反し、館長の指示に従わないとき。
 - 四 前条に規定する損害賠償を履行しないとき。
 - 五 会館の管理運営に著しい支障を与えたとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- 2 館長は、入居の許可を取り消したときは、入居許可取消通知書（別紙様式第7）をもって本人に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により入居の許可を取り消された場合に入居者が被る損失については、本学はその責を負わない。

(退居)

- 第17条 入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに会館を退居しなければならない。
- 一 第10条に規定する入居許可期間が満了したとき。
 - 二 入居資格を失ったとき。
 - 三 前条第1項の規定により入居の許可が取り消されたとき。
- 2 第8条に規定する入居者は、退居するときは、居室その他居室に附屬する設備、備品等について、館長が指定する者の点検を受け、それに立ち会わなければならない。

(退居手続)

第18条 入居者は、会館を退居するときは、退居届（別紙様式第8）を館長に提出しなければならない。ただし、入居許可を取り消されたときは、この限りでない。・

(集会・行事等)

第19条 国際交流に関する事業等を行うために会館のラウンジ及び集会室を使用しよう・とする者は、事前に施設使用願（別紙様式第9）を館長に提出し、その許可を受けなければ

ならない。

- 2 館長は、前項の使用を許可したときは、施設使用許可書（別紙様式第10）を交付するものとする。

（告知）

第20条 使用者及び入居者に対する告知は、原則として、所定の場所に掲示して行う。

（短期滞在者の入居）

第21条 館長は、夏季休業・春季休業等の期間における海外からの学生等を対象とする研修プログラム等のため短期間滞在する者（以下「短期滞在者」という。）を会館に入居させることがある。

- 2 前項の短期滞在者の入居については、別に定める。

（事務）

第22条 会館の管理運営に関する事務は、国際課において処理する。

（雑則）

第23条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年12月16日から施行する。

2 この規則は、平成23年度入学に係る入居者から適用し、平成23年3月末日までの入居者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成23年7月20日から施行する。

2 岩手大学国際交流会館運営委員会規則（平成16年9月3日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成26年5月23日に施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年7月10日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年11月5日に施行し、平成27年9月18日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。